

那覇市草花苗等配布要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草花苗、草花種子及び堆肥、花が咲く樹木の苗（以下「草花苗等」という。）を広く本市に所在する団体等に配布し、四季をとおして良好な居住環境を創出し、潤いのある都市空間づくりに資することを目的とする。

(配布対象物)

第2条 配布の対象物は、草花苗等とする。

(配布対象者等)

第3条 配布の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第1条の趣旨に賛同する者。
- (2) その他市長が特に必要と認める者。

2 公民館等本市の所属機関について、前項の配布の対象者とみなし草花苗等の配布をすることができる。この場合において、第6条から第8条及び第10条の規定は適用しないものとする。

(設置場所)

第4条 設置する場所は、那覇市内で多くの人が通行する沿道や公園等とする。

(草花苗等の配布)

第5条 草花苗等の配布数量は、原則として、1申請につき、個人の場合は100鉢、団体等の場合は300鉢までを限度とする。ただし、堆肥は、100鉢につき1袋までを限度とする。

2 草花苗等の配布回数は、1会計年度3回までを限度とする。

(配布の申請及び決定)

第6条 草花苗等の配布を受けようとする者は、草花苗等配布申請書兼同意書（別添第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、その内容について審査を行い、適當と認め、草花苗等の配布を行うことを決定したときは、草花苗等配布決定通知書（別添第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助言)

第7条 市長は、前条第1項の申請の際、必要があると認めるときは当該配布を受けようとする者に対して助言を行うことができる。

(報告)

第8条 草花苗等の配布を受けた者は、当該草花苗等の設置が完了したとき、速やか

に草花苗等設置完了届（別添第3号様式）を市長に提出しなければならない。
なお、市長は必要に応じて設置場所等の是正を求めることができる。

（草花苗等設置者の義務）

第9条 この要綱により草花苗等の配布を受けた者は、枯損の防止その他適正な管理に努めなければならない。

（草花苗等の返還）

第10条 草花苗等の配布を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、市長はすでに配布した草花苗等の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 配布を受けた草花苗等を他の目的に使用した場合
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- (4) その他市長が認める場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年8月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。